

平成十三年三月三十日受領
答弁第三六号

内閣衆質一五一第三六号

平成十三年三月三十日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員川内博史君提出尖閣諸島魚釣島の野生化ヤギ問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川内博史君提出尖閣諸島魚釣島の野生化ヤギ問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

尖閣諸島魚釣島におけるやぎの生息状況及びその影響を具体的に把握しておらず、当該やぎの除去の要否について判断できる状況にない。

三について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。我が国としては、尖閣諸島を巡り他の国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないと考えており、尖閣諸島の実効的な支配を担保することを目的として、やぎの除去等の措置を講ずることが必要であるとは考えていない。